

補償タイプ比較（支払限度額・免責金額等）

加入タイプ			シルバー	ゴールド	プラチナ ^(※1)
屋外広告物の設置・取付等 に起因する事故	工事遂行中	請負業者賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故 (免責金額)	1億円 (5万円)	2億円／5億円 (3万円)
			対物賠償 1事故 (免責金額)	3,000万円 (5万円)	5,000万円 (3万円)
	工事終了後・引渡し後	生産物賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故・保険期間中 (免責金額)	1億円 (5万円)	1名2億円／1事故・保険期間中5億円 (3万円)
			対物賠償 1事故・保険期間中 (免責金額)	3,000万円 (5万円)	5,000万円 (3万円)
	工事遂行中	管理下財物	対物賠償 1事故 (免責金額)	3,000万円 (5万円) (※2)	5,000万円 (3万円) (※2)
	工事遂行中	塗装溶接作業に起因する事故 対人・対物賠償(共通)	1事故 保険期間中 (免責金額)	300万円 (5万円)	上記 請負賠償責任保険の 支払限度額と共通
	工事終了後・引渡し後	シート加工後のガラス損壊 (※3)	1事故 保険期間中 (免責金額)	100万円 (5万円)	300万円 (3万円)
広告業以外の工事に関する事故 (追加補償)	工事遂行中	請負業者賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
			対物賠償 1事故 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
	工事終了後・引渡し後	生産物賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故・保険期間中 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
			対物賠償 1事故・保険期間中 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
	工事遂行中	管理下財物	対物賠償 1事故 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
	工事遂行中	工事遅延	1事故 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
	工事終了後・引渡し後	シート加工後のガラス損壊 (※3)	1事故 保険期間中 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
初期対応費用・訴訟対応費用			それぞれ 1事故 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)
(初期対応費用の内枠) 対人事故の見舞金・見舞品			1名 (免責金額) (※4)	10万円 (1万円)	10万円 (1万円)
				対象外	5,000万円(★) (2万円)
				(プラチナタイプへのご加入を ご検討ください)	1億円 (2万円)
					5,000万円(★) (2万円)
					500万円と請負契約書上に 規定する遅延損害金の いずれか低い額 (なし) (★)の内枠
					300万円 (なし)
					1,000万円 (なし)
					10万円 (なし)

点検保険 (自動付帯)
基本補償である、シルバー・ゴールド・プラチナ、それぞれの左記保険金支払限度額・免責金額と同等の金額が限度となります。 ※シルバー・ゴールド・プラチナそれぞれの基本補償の内枠払い。
対象外
対象外
基本補償である、シルバー・ゴールド・プラチナ、それぞれの左記保険金支払限度額・免責金額と同等の金額が限度となります。 ※シルバー・ゴールド・プラチナそれぞれの基本補償の内枠払い。
対象外

				オプション A	オプション B
※目視による点検業務に起因する事故も対象となります。 屋外広告物の設置・取付等に起因する事故	支給財物損壊担保特約	対物賠償 1事故	100万円 (免責1事故につき10万円)	0	0
	リース・レンタル財物損壊担保特約	対物賠償 1事故	100万円 (免責1事故につき10万円)	対象外	0
	財物損壊の範囲拡大に関する特約		保険期間中100万円 (免責1事故につき10万円)		

オプション（概要）

シルバー・ゴールド加入企業が対象の任意加入特約条項（請負業者賠償責任保険にセット）（プラチナの基本補償にはオプションBが自動付帯されております）

オプションA. 支給財物損壊担保特約

発注者等から支給された工事用資材や設置工事の目的物（以下、「支給財物」といいます。）の損壊について被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【想定される事故例】

コンビニ（ほかチェーン店等）の看板の設置を受託し、設置工事中に誤って落下させて壊してしまった、など。

保険金をお支払いしない主な場合

P.9の「保険金をお支払いできない主な場合」【請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通】【請負業者賠償責任保険】に記載の事由に加えて、次の事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。

- ①支給財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ②支給財物が他の財物に組み込まれた後に発見された損壊
- ③損壊した支給財物の使用不能

オプションB. 支給財物損壊担保特約、リース・レンタル財物損壊担保特約、財物損壊の範囲拡大に関する特約

オプションAに加えて…

1. 工事現場、事業所内において対象工事を行うためにリース・レンタルしている財物を損壊したことに起因して被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2. 対象工事の遂行に起因した不測かつ突発的な事故により、対人・対物事故を発生させることなく、他人の所有する財物の使用を阻害したことについて、その財物の正当な権利者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※オプションA・Bの特約条項の支払限度額は上記に記載の金額となります。なお、いずれも他の損害と合わせて、主契約の支払限度額が限度となります。

※「財物損壊の範囲拡大に関する特約条項」にてお支払いする保険金は、一事故・保険期間中100万円が限度となります。

保険金をお支払いしない主な場合

【支給財物損壊担保特約】

オプションAの保険金をお支払いしない主な場合をご参照ください。

【リース・レンタル財物損壊担保特約】

- ①リース・レンタル財物がその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ②リース・レンタル財物の保守・点検・修理・部品交換などによって生じたリース・レンタル財物の損壊
- ③電氣的・機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊
- ④傷などの外観上の損壊にとどまってリース・レンタル財物の機能に支障のない損壊
- ⑤損壊したリース・レンタル財物の使用不能 等

【財物損壊の範囲拡大に関する特約条項】

P.9の「保険金をお支払いできない主な場合」【請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通】【請負業者賠償責任保険】に記載の事由に加えて、次の事由に起因する損害については、保険金をお支払いしません。

- ⑥データまたはコンピュータ・プログラムの滅失・破損または汚損に起因する損害
- ⑦記名被保険者等の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任
- ⑧事故発生日から30日を経過した後に発生した使用阻害に起因する損害 等

ビジネス 総合保険制度

（超ビジネス
アシスト）

（全国中小企業団体中央会）

p.22・23

をご参照ください。

※1…プラチナの追加補償については、支給財物損壊担保特約、リース・レンタル財物損壊担保特約は、自動付帯されており、それぞれ支払限度額1事故につき500万円（免責1事故につき10万円）。

※2…請負業者賠償責任保険の対物賠償の支払限度額・免責金額と共有となります。

※3…生産物賠償責任保険の対物賠償の支払限度額の内枠払いとなります。

※4…対人事故の見舞金・見舞品費用と上記の初期対応費用のその他の費用を合算した損害額に対して免責金額が適用されます。